

平成 21 年 10 月 14 日

司法試験委員会 御中

新司法試験・出題にかかる法令の件（経済法）

新司法試験の出題に係る法令は、新司法試験が実施される日に施行されている法令とすることが原則となっています。経済法については、平成 21 年に独占禁止法の改正がなされ、その施行日は、成立した日（平成 21 年 6 月 3 日）から 1 年内となっているものの、改正法が新司法試験の実施日の前に施行されるか、後に施行されるか、現段階においては不明です。平成 21 年の独占禁止法改正では、不公正な取引方法に関する実体規定に加えて、課徴金制度、刑事罰、企業結合に関する届出制度、その他の手続き規制の大幅な改正がなされており、受験生にとってはその学習は非常な負担となるものとなっています。このように、出題に係る法令が現行法になるのか改正法になるのかさえ、わからない状態において、受験生に改正法上の詳細な規定まで勉強させることはきわめて酷といわざるを得ません。

そこで、平成 22 年度の新司法試験（経済法）については、平成 18 年度の新司法試験における「民事系科目（商法に関する分野）について」に倣い、出題に係る法令を明示するとともに、出題範囲を限定し、受験生の過度な負担を軽減することを強く希望いたします。

以上

慶應義塾大学大学院法務研究科教授	江口公典
早稲田大学法学学術院教授	岡田外司博
専修大学法学部准教授	大槻文俊
中央大学大学院法務研究科教授	金井貴嗣
京都大学大学院法学研究科教授	川濱昇
中央大学大学院法務研究科准教授	河谷清文
岡山大学大学院法務研究科教授	佐藤吾郎
香川大学大学院	
香川大学愛媛大学連合法務研究科教授	柴田潤子
愛知大学法学部教授	杉浦市郎
白鷗大学法科大学院教授	鈴木孝之
同志社大学法学部教授	瀬領真悟
明治大学大学院法務研究科教授	高橋岩和
大阪大学大学院高等司法研究科准教授	武田邦宣
慶應義塾大学法学部教授	田村次朗
早稲田大学法学学術院教授	土田和博
甲南大学法科大学院教授	土佐(濱谷)和生
北海道大学大学院法学研究科准教授	中川晶比兒
甲南大学法科大学院教授	根岸哲
名古屋大学大学院法学研究科准教授	林秀弥
北海道大学大学院法学研究科教授	稗貫俊文
立教大学法学部教授	舟田正之
北海学園大学法学部教授	向田直範
京都学園大学法学部教授	村田淑子

一橋大学大学院法学研究科教授	山部俊文
駒澤大学大学院法曹養成研究科教授	若林亜里砂
小樽商科大学商学部企業法学科教授	和田健夫
大阪市立大学大学院法学研究科准教授	和久井理子